

2歳以上のお子さんとその保護者20組(要予約)
親子つどいの広場昭和(☎55・2231)

親子で楽しくクッキング
7月2日(木)午前9時40分～正午

子どもたちを不審者等から安全に保護するため、商店、事業所等が「子ども110番の店」として緊急避難場所となつていただく協力事業を進めています。
子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。

子ども110番の店
ファミリースポーツの活用を不登校やいじめなど、学校・家庭生活で悩みを抱えている家庭に対し、問題解決に向け家庭訪問などの支援を行います。
☎市教委教育支援課(☎23・5189)

子ども110番の店
子どもたちを不審者等から安全に保護するため、商店、事業所等が「子ども110番の店」として緊急避難場所となつていただく協力事業を進めています。
子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。

子ども110番の店
子どもたちを不審者等から安全に保護するため、商店、事業所等が「子ども110番の店」として緊急避難場所となつていただく協力事業を進めています。
子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。

子ども110番の店
子どもたちを不審者等から安全に保護するため、商店、事業所等が「子ども110番の店」として緊急避難場所となつていただく協力事業を進めています。
子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。



子ども110番の店
子どもたちを不審者等から安全に保護するため、商店、事業所等が「子ども110番の店」として緊急避難場所となつていただく協力事業を進めています。
子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。

子ども110番の店
子どもたちを不審者等から安全に保護するため、商店、事業所等が「子ども110番の店」として緊急避難場所となつていただく協力事業を進めています。
子どもたちの安全確保のため、ステッカー掲示のご協力をお願いします。

お父さん・お母さんの自習室
6月1日～29日の毎週月曜日午後1時30分～4時30分
資格取得を目指しているひとり親家庭等の親(要予約、託児あり)

パソコン学習室
6月2日～30日の毎週火曜日午前10時～午後3時
ひとり親家庭等の親
7人(要予約、定員締切)

ひとり親家庭等のお父さん、お母さんへお知らせ
お父さん・お母さんの自習室
6月1日～29日の毎週月曜日午後1時30分～4時30分
資格取得を目指しているひとり親家庭等の親(要予約、託児あり)

トステーションあさひ
☎電話で釧路母子家庭等就業・自立支援センター(☎22・2401)へ。

児童手当の現況届について
児童手当受給者の方は、現況届の提出が必要です。届出用紙等の必要書類は、随時通知します。郵送での提出も可能です。
6月1日(月)～30日(火)(土・日曜日を除く)

子ども支援課(防災庁舎2階)☎31・4540、阿保保健福祉課(☎66・2121)、畜保健福祉課(☎01547・915151)

子ども支援課(防災庁舎2階)☎31・4540、阿保保健福祉課(☎66・2121)、畜保健福祉課(☎01547・915151)



上下水道部からのお知らせ
上下水道料金・夜間・日曜納付相談窓口
6月16日(火)午後8時～夜間
6月28日(日)午前9時～午後5時

上下水道部からのお知らせ
上下水道料金・夜間・日曜納付相談窓口
6月16日(火)午後8時～夜間
6月28日(日)午前9時～午後5時

上下水道部からのお知らせ
上下水道料金・夜間・日曜納付相談窓口
6月16日(火)午後8時～夜間
6月28日(日)午前9時～午後5時

上下水道部からのお知らせ
上下水道料金・夜間・日曜納付相談窓口
6月16日(火)午後8時～夜間
6月28日(日)午前9時～午後5時

通訳者登録制度のお知らせ
釧路管内にお住まいの方で、外国語と日本語の通訳が可能な方は登録をお願いします。有償・無償は問いません。詳しくは市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。
☎市民協働推進課(☎31・4503)

釧路新書『東北海道物語』改訂復刻版
絶版だった釧路新書第1巻『東北海道物語』を現況に合わせて改訂の上、復刻しました。釧路と根室や厚岸、十勝などとの関わりを200年の時をさかのぼって紹介しています。
756円(消費税込)
☎市教委生涯学習課生涯学習担当(☎31・4579)

市民防災センター
6月30日(火)は機械点検のため休館します。
☎消防本部予防課予防広報担当(☎23・0426)

道路災害復旧工事による交通規制のお知らせ
規制箇所 道道釧路空港線(国道240号交差点～釧路空港線入り口)全線通行止め
工事期間 6月中旬～8月中旬の内の1カ月間

道路災害復旧工事による交通規制のお知らせ
規制箇所 道道釧路空港線(国道240号交差点～釧路空港線入り口)全線通行止め
工事期間 6月中旬～8月中旬の内の1カ月間

道路災害復旧工事による交通規制のお知らせ
規制箇所 道道釧路空港線(国道240号交差点～釧路空港線入り口)全線通行止め
工事期間 6月中旬～8月中旬の内の1カ月間

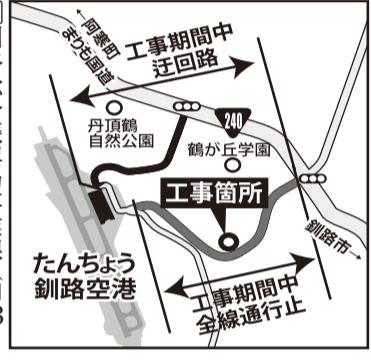
道路災害復旧工事による交通規制のお知らせ
規制箇所 道道釧路空港線(国道240号交差点～釧路空港線入り口)全線通行止め
工事期間 6月中旬～8月中旬の内の1カ月間

道路災害復旧工事による交通規制のお知らせ
規制箇所 道道釧路空港線(国道240号交差点～釧路空港線入り口)全線通行止め
工事期間 6月中旬～8月中旬の内の1カ月間

社会保険・税番号(マイナンバー)制度が始まります
マイナンバーとは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。手続きを行う際に添付書類が削減できるなど、手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、負担を不当に免れることや

社会保険・税番号(マイナンバー)制度が始まります
マイナンバーとは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。手続きを行う際に添付書類が削減できるなど、手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、負担を不当に免れることや

社会保険・税番号(マイナンバー)制度が始まります
マイナンバーとは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。手続きを行う際に添付書類が削減できるなど、手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、負担を不当に免れることや



給付を不正に受けることを防止し、本当に困っている方に対しきめ細かな支援を行えるようになります。
10月から、国民一人ひとりにマイナンバー(個人番号)が通知されます
住民票を有する全ての方に一人1つの番号(12桁)が通知されます。住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。併せて本人確認のための身分証明書にも活用できる個人番号カードの交付申請書も同封される予定です。
マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください
マイナンバーが漏えいし、不正に使用される恐れがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。
平成28年1月からマイナンバーを利用します
平成28年1月から、国民や企業・団体等が社会保険、税、災害対策の行政手続きを行う際にマイナンバーが必要になります。マイナンバーは法律や自治体の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。
☎情報システム課(☎31・4510)

6月25日(木)は交通安全「無事故の日」
交通法規の遵守や思いやり、譲り合いの精神を念頭に交通安全を心掛けましょう。
☎市民生活課(☎31・4521)

市議会6月定例会
6月24日(水)午前10時から開会予定です。本会議の様子は、傍聴にお越しいただくか、市議会ホームページをご覧ください。
☎議会事務局(☎31・4581)

無料耐震診断受付中
木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施しています。診断には筋交いの位置・寸法等が記載された平面図等の図面が必要です。

無料耐震診断受付中
木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施しています。診断には筋交いの位置・寸法等が記載された平面図等の図面が必要です。

無料耐震診断受付中
木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施しています。診断には筋交いの位置・寸法等が記載された平面図等の図面が必要です。

無料耐震診断受付中
木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施しています。診断には筋交いの位置・寸法等が記載された平面図等の図面が必要です。

無料耐震診断受付中
木造戸建て住宅の無料耐震診断を実施しています。診断には筋交いの位置・寸法等が記載された平面図等の図面が必要です。

市教委からのお知らせ
平成27年度教科書展示会
市内の小・中学校で使用されている教科書と、平成28年度以降使用可能となる中学校用教科書の見本を、左記の会場で展示します。なお釧路教育研究センターでは、高等学校用教科書の見本も展示します。※市内の小・中学校で現在使用されている教科書については、市役所1階情報コーナーでも展示。
期間 6月19日(金)～7月8日(水)午前9時～午後5時
会場 土・日曜日を除く
土・日曜日を除く
6月20日(土) 音別町ふれあい図書館(音別町朝日2181)
土・日曜日を除く
市役所1階情報コーナー(黒金町715)

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

各種相談
人権擁護委員の日「特設人権相談」
6月1日(月)午後1時～3時30分
☎市役所1階ギャラリ
☎釧路人権擁護委員協議会事務局(☎31・5014)
調停委員による無料調停相談(予約不要、秘密厳守)
6月3日(水)午前10時～午後3時
☎市役所1階ギャラリ

夫婦関係、相続、交通事故等家事および民事に関するトラブル
☎釧路調停協議会事務局(釧路簡易裁判所内)☎41・4171内線1111
障がい者就労支援相談(予約制)
6月18日(木)午後1時～4時
☎防災庁舎3階障がい福祉課
☎障がい福祉課(☎31・4537)、障がい者就業・生活支援センター(☎65・6500)
子どもの人権110番強化週間
フリーダイヤル☎0120・007・110
期間 6月22日(月)～26日(金)午前8時30分～午後7時、27日(土)・28日(日)午前10時～午後5時
☎釧路地方方法務局人権擁護課(☎31・5014)
休日公証相談
6月28日(日)午前10時～午後4時
☎遺言、相続、任意後見等
☎6月26日(金)までに釧路公証人役場(☎25・1365)へ。
雇用労働相談
月々金曜日(祝日を除く)午前9時～午後5時
☎市役所1階市民相談室
☎市役所1階庁舎案内または商業労政課(☎31・4522)へ電話で。※メール相談も受け付けています。
☎http://www.city.kushiro.lg.jp/form/form197.html

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)

法律相談(予約制。先着6人)
6月5日(金)、19日(金)、7月3日(金)午後1時～3時
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
人権相談(予約制。先着5人)
6月26日(金)午後1時～3時30分
申込方法 相談日の1週間前
午前8時50分から電話で
行政相談(当日受付)
6月2日(火)、16日(火)午後1時～4時
☎市役所1階市民相談室
☎市民協働推進課(☎31・4504・4505)